

早稲田商学第403号
2005年3月

消息

坂本圭右先生のご退職にあたって

坂本圭右先生におかれましては、本年2月6日にめでたく古希を迎えられ、3月末をもって早稲田大学を定年退職されることになりました。助教授として商学部に赴任されたのが1974（昭和49）年4月のことですから、以来31年間にわたって早稲田大学で教鞭をとられたことになります。大学の規定によるものとはいえ、坂本先生をお送りしなければならないことは、先生を敬愛する私どもにとって実に寂しいかぎりです。ここに先生の長年におよぶ早稲田大学内外での研究・教育等に関するご功績の一端を紹介し、私どもの深い感謝の意を表したいと思います。

坂本先生は、1935（昭和10）年に東京都港区でお生まれになり、東京都立日比谷高等学校をご卒業後、1955（昭和30）年4月に早稲田大学第一法学部に入学されました。第一法学部において、先生は早稲田大学法学会が設置した法律相談部に入部されました。そこでの経験が本格的な法学研究をこころざすもとなり、1959（昭和34）年3月に同学部卒業後、同年4月に同大学大学院法學研究科に入学され、外岡茂十郎教授の指導下で家族法研究に専念されることになります。大学院では、内田力蔵教授および佐々木宏教授からの篤い指導を受けられました。その後、1966（昭和41）年3月に大学院博士課程を修了されると、直ちに中京大学法學部の専任講師として奉職され、同大学助教授を経て、1974（昭和49）年4月に早稲田大学商学部の助教授に嘱任され、1979（昭和54）年4月には教授へと昇任されました。

坂本先生がこれまで一貫して取り組んでこられたのは、わが国における夫婦財産法の研究でした。その基礎となったのはイギリス夫婦財産法に関する研究ですが、先生のお話によると、1969（昭和44）年の約半年にわたるイギリス在外研究の間、ロンドンに滞在して資料の収集や実地の見聞ができることが大きな刺激になったということです。さらに、こうしたイギリス法についての研究成果をも踏まえ、わが国における夫婦別産制の現代的意義とその機能について検討を加えられるとともに、とくに民法の法定

夫婦財産制の款のもとにおさめられている第760条から第762条を全体として統一的に理解しようとして、婚姻費用の分担と夫婦扶養を研究テーマに取り上げられました。その後、先生は、婚姻費用とそこからえられる財産の帰属の問題に関連して、財産分与制度にまで研究対象を広げたうえ、1990（平成2）年3月には、上記の一連の研究成果を『夫婦の財産的独立と平等』（成文堂）としてまとめられています。

このようなご研究における問題意識は、わが国の議論では、法定の夫婦財産制を完全ないしは純粋な別産制とみるより、むしろ夫婦の実質的平等の実現のために、実際には共有制に近いものとみる見解がとりわけ有力になってきているのに対し、こうした見解は、単に妻を保護するにとどまり、かえって夫婦それぞれの人格的・財産的独立をあかす恐れすらあるのであって、眞の意味での夫婦の平等の実現を導かないのではないかというものでした。まさに坂本先生のご研究の特色は、そのような観点から、夫婦が完全に独立しかつ対等な人格者であることを前提に、わが国の法定夫婦財産制が完全別産制を採用して、このかぎりで夫婦の財産的独立を保障していること、および、実質的な夫婦の平等ということの意義を明確にしつつ、財産上の夫婦の平等はむしろ夫婦の財産的独立を基礎としてのみ達成されるべきこと、の二点を明らかにされたことに求められるでしょう。

もっとも、坂本先生のご研究はそれにとどまるわけではありません。1985（昭和60）年に再びロンドンへと在外研究に赴かれた折、いまやイギリス夫婦財産法では子の福祉をも考慮することが不可欠となっていることを実感された先生は、新たな研究対象として子の福祉を取り上げ、その成果を相次いで公表なさっています。

他方、教育面に目を転じると、先生は早稲田大学商学部で民法科目をご担当され、学生に対する指導にも熱心に取り組まれました。商学部における民法科目の最大の意義を商法科目の前提としてのそれに求められた先生は、とりわけ法律行為論の講義に力を注がれるとともに、学部のゼミにおいても、司法試験の合格者を含め多数の優れた人材を育てておられます。また、学生の勉学の便宜を図るために、幾多の教科書をご執筆されました。

先生のお人柄は、實に温厚で、話をなされるときもお顔から笑みを絶やされません。ただ、学問の話になった途端に厳しい表情へと変わられることが、私にとっては印象的であり、それは先生がいかに学問に対して真摯な姿勢をお持ちであったのかを裏付ける

ものであるように思います。誠に残念ながら、私が本学商学部に赴任してきたのは昨年の4月であったために、一年間しか坂本先生のご指導を賜ることができませんでしたが、それでもなお、研究室やお酒の席で（ちなみに、お若い頃の先生は大層な酒豪で、一晩でウイスキーを一瓶空けたこともあったようです）、学問への取り組み方をはじめ多くのお教えをいただいたのは、とても得難い経験でした。

先生は旅行がお好きで、この初夏にも奥様と一緒にイギリスへ3ヶ月ほどご旅行される予定であると伺っているほか、鉄道模型のご趣味も持たれており、退職後は、それに本格的に取り組みたいとお考えのようです。先生がいつまでもお元気でいらっしゃることを心よりお祈りするとともに、長年におよぶご貢献やご指導に対しまして、改めて感謝の気持ちを申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

主要な著書・論文等

著 書

- 『民法概要（債権）』（共著），同文館，1968年5月。
- 『民法（債権）講義』（分担執筆），青林書院新社，1969年3月。
- 『不動産法体系担保』（分担執筆），青林書院新社，1971年1月。
- 『民法財産法』（単著），成文堂，1976年3月。
- 『親族・相続事故百科』（分担執筆），金融財政事情研究会，1974年9月。
- 『民法財産法』（単著），成文堂，1976年3月。
- 『民法財産法〔第二版〕』（単著），成文堂，1990年2月。
- 『夫婦の財産的独立と平等』（単著），成文堂，1990年3月。
- 『債権各論要説』（分担執筆），青林書院，1991年2月。
- 『民法財産法〔第三版〕』（単著），成文堂，2003年6月

論 文

- 「夫婦別産制の現代的意義とその機能（一）」，『中京法学』1巻1号，1966年12月。
- 「夫婦別産制の現代的意義とその機能（二）」，『中京法学』4巻3号，1969年12月。
- 「夫婦別産制の現代的意義とその機能（三）」，『中京法学』5巻2号，1970年10月。
- 「イギリス法における夫婦別産原理の展開」，『中京法学』6巻1号，1971年9月。

- 「イギリス夫婦財産法の最近の動向」,『比較法研究』34号,1973年3月。
- 「婚姻費用の分担と夫婦扶養」,『中京法学』7巻3・4号,1973年3月。
- 「婚姻費用分担の意義」,『法学セミナー』214号,1972年9月。
- 「夫婦別産制の再検討」,『中京法学』8巻1・2号,1974年2月
- 「比較法定夫婦財産制・イギリス」,『比較法研究』37号,1975年10月。
- 「イギリス法における夫婦扶養」,『高梨公之教授還暦祝賀・婚姻法の研究(上)』,有斐閣,1976年6月。
- 「財産分与の性格」,『早稲田法学』58巻4号,1984年3月。
- 「離婚の子の処遇」,『比較法学』21巻2号,1988年1月。
- 「親のあいだの平等と子供の福祉」,『高野竹三郎先生古稀記念・現代家族法の諸相』,成文堂,1993年3月。
- 「未成年子の学校教育費用と養育負担」,『早稲田法学』69巻4号,1994年3月

資料

- 「イギリス家族法関係国会制定法集(1)」,『中京法学』4巻1号,1969年5月
- 「イギリス家族法関係国会制定法集(2)」,『中京法学』4巻2号,1969年9月
- 「イギリス家族法関係国会制定法集(3)」,『中京法学』4巻3号,1969年12月
- 「イギリス家族法関係国会制定法集(4)」,『中京法学』4巻4号,1970年3月

久保田 安彦